

## PFI事業に係る実施方針の策定の見通しについて

平成 29 年 12 月 26 日

高知県 須崎市

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。)第 15 条第 1 項及び、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行規則(平成 23 年内閣府令第 65 号)第 2 条の規定により、本市が予定している実施方針の策定の見通しを、下記のとおり公表する。

特定事業の名称	事業期間	概要	公共施設等の立地	実施方針の策定期期
須崎市公共下水道施設等 運営事業	20 年間 (予定)	本事業は、公共下水道施設、漁業集落排水施設、一般廃棄物処理施設等について、一体的に運転維持管理を実施するものであり、特に公共下水道施設(汚水)については、PFI 法に基づく公共施設等運営事業として実施することを予定している。	公共下水道(汚水) 供用区域、他	平成 30 年 1 月～2 月 (予定)